

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

59期(2005/平成17年)

新しい時代の足音を聞きながら

会員 八倉 美緒 (59期)

1 私が第59期司法修習を終えてから、昨年の10月でちょうど10年経ちました。このような節目の時期に「わたしの修習時代」の掲載のお話をいただいたのも、何かのご縁かもしれません。

2 59期（修習期間：平成17年4月から平成18年9月）は、法科大学院出身の修習生がいない最後の修習期です。つまり、「新59期」というのはなく、次の60期から、いわゆる「旧60期」「新60期」といった呼び名に分かれているようです。

また、余談ですが、修習時代に岡口基一裁判官のいわゆる「要件事実マニュアル」にお世話になった方も多いことと思いますが、その最初が59期だったのではないかと思います。当時は単に上下巻だけだったのですが、その奥書を確認したら、確かに初版は平成17年12月10日発行でした。

このように考えても、修習を終えてからの時の経過を感じざるを得ません（もちろん、諸先輩方に比べれば、まだまだ10年に過ぎませんが）。

3 当時の修習期間は、1年6か月間で、その内訳は、まず和光で3か月間の前期修習を受けると、次に各地で1年間の実務修習に移り、最後にまた和光で3か月間の後期修習を受けて二回試験に臨む、というスケジュールでした。

私の実務修習地は長野で、修習生は12人でしたが、実際に修習を受けるにあたっては更にいくつかのグループに分かれていましたので、かなり少人数のめぐまれた環境で、各修習先では丁寧にご指導をいただくことができました。

そのうえ、長野はとても自然が豊かであったという意味でも、めぐまれた環境でした。つきなみな表現ではありますが、山並みや河川はダイナミックで、冬になると雪化粧でその表情も全く違ったものになったりして、とても素晴らしかったです。修習のカリキュラムで上高地などに赴ける機会がありましたし、そのほかにも修習先の方々と観光やスキーに行く機会などもいただき、長野の自然を満喫することができました。

そして、実務修習期間中には、当時世間の耳目を集めた刑事事件があって、そのような事件に立ち会うことができたのもよい経験になったと思います。また、当時はちょうど裁判員法が成立して間もない時期で、各修習先の方々が、裁判員制度を一般の方々に理解してもらうべく様々な企画・活動を始めていらしたことも、印象深かったです。その1つとして、裁判員裁判による模擬裁判が実施されましたが、長野の法曹三者が協力して、いわば一大イベントの様相でした。修習生も証人役として参加させていただきましたが、私は被害者役でしたので事前に検察官の方々と何度も打ち合わせて準備をする機会もあり、とても貴重な経験ができました。

4 修習を通じてお世話になった方々には、本当に感謝しております。

また、以上のように振り返りますと、裁判員裁判制度や法科大学院制度の足音を聞きながら、ちょうど新しい時代の過渡期にあって（要するに司法制度改革による制度が実施されようという時期に）、修習時代を過ごしていたのだとも、改めて感じます。